



71

石運輸第 748 号
石労発1201第2号
石ト協発第 55 号
陸貨災防石第 17 号

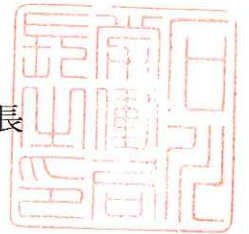
平成29年12月 1日

石川県中小企業団体中央会長 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



石川労働局長



一般社団法人石川県トラック協会 長



陸上貨物運送事業労働災害防止協会石川県支部長



トラックドライバー等の荷役作業時における労働災害防止対策への ご協力をお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、近年の石川県内における労働災害は、産業全体においては長期的に減少傾向にあり、平成28年は前年を下回ったものの、平成29年（10月末速報値）は、前年同月比で大きく増加しております。

また、石川県内における道路貨物運送業の労働災害も、平成28年は前年を下回ったものの、平成29年（10月末速報値）については、前年同月比で大幅に増加しており、今後の発生状況が憂慮される事態になっております。

そして、全国的にも平成29年の夏場に死亡災害が急増したことから、厚生労働省では、公益社団法人全日本トラック協会に「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を行っており、当協会では、協会員に基本的な安全活動の着実な実施・確認に努めるよう周知徹底を図ったところであります。

特に、道路貨物運送業の休業4日以上之死傷災害は、全産業の1割以上を占め、そのうちの多くが荷役作業時に発生しており、中でも高所や荷台等からの「墜落・転落」による死傷災害が発生していることが特徴として挙げられます。

また、荷役作業時の労働災害の多くは、荷主、配送先、元請事業者等の事業場構内で発生しており、さらにこれらの事故の発生要因をみますと、運転手が荷主施設において運送契約に基づかない付帯作業を要求されるケースも目立ちます。

こうした貨物の積卸し等に伴う労働災害は、荷主の皆様が提供する作業環境に影響されることが多く、個々のトラック運送事業者による安全衛生対策だけでは限界があります。

このため、トラック運送事業の労働災害防止対策においては、荷主の皆様積極的に関与いただき、関係者、関係団体及び行政が一体となった対応が不可欠と考えております。

厚生労働省では、このような現状を踏まえ、平成25年に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、石川労働局と陸上貨物運送事業労働災害防止協会石川県支部においては、平成29年7月に労働災害防止セミナー、12月にロールボックス・パレット安全研修会を開催するなど各種説明会や講習会を通じ、当ガイドラインについて、事業者だけではなく荷主等の皆様にも周知・徹底を図っているところであります。

また、労働局においても、荷主が、運送契約を結ぶ運送業者を安全協議会等に参加させ、クレーン、フォークリフトなどの荷役機械の運転資格の確認や荷役作業計画を共有する仕組みの構築などを推奨しております。

さらに、国土交通省では、平成26年に「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」を策定し、北陸信越運輸局石川運輸支局と石川県トラック協会では、セミナーの開催やパンフレットの配布等により、事業者に書面（運送引受書）作成への理解を求め、荷主の皆様が労働災害防止について協力をお願いしているところであります。

加えて、平成27年には、北陸信越運輸局、石川労働局、荷主、学識経験者、トラック運送事業者等で構成する「トラック輸送における取引環境・労働時間改善石川地方協議会」を設置し、トラック運送事業者自らの努力で解決できない長時間労働の問題を荷主、行政等が一体となって、労働時間抑制に向けた具体的な環境整備を図るための取り組みを進めているところであります。

特に、平成29年7月には「貨物自動車運送事業輸送安全規則」の改正によって、荷主の都合による荷待ち時間等の記録を義務付け、更に11月には、「標準貨物自動車運送約款の一部改正」によって、運送以外の役務等の対価として料金を適正に収受できる環境が整備されており、荷主などの関係者が必要なサービスや効率的な運行について見直し、「取引環境の改善」、「長時間労働の抑制」に繋がることを期待されているところであります。

つきましては、今般、行政及び関係団体の連名による労災事故防止のチラシ、ポスターを制作しましたので、チラシの配布及びポスターの掲示をはじめとした、トラックドライバー等の労働災害防止対策に何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

お問い合わせ先： 一般社団法人 石川県トラック協会
電話番号076-239-2511